

皆さんのプライバシーを守るための「個人情報保護制度」

問相談・情報課☎0422-44-6600

市では、皆さんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、こうした個人情報や特定個人情報を保護するため、収集する情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。

市はどのような個人情報を保有しているのか…

市役所の各課が新たに個人情報を収集する場合は、どのような個人情報を、どのような目的で、いつから、どのような形態で、どこの課で管理するかを記載した「個人情報取扱事務届出書」を作成し、市長の下に集約しています。令和3年度に作成した新規の届出書は表4の通りです。

個人情報をほかの部署や国・東京都が利用することは…

市が保有する個人情報は、たとえ市役所内部の部署間であっても、収集したときの目的を超えて利用すること(目的外利用)は禁止しています。また、国や東京都などの外部の組織に提供すること(外部提供)も禁止しています。しかし、例外として、法令に基づく場合や個人情報保護委員会の承認を得た場合などには、目的外利用や外部提供を行う場合があります。3年度の目的外利用と外部提供の状況は表5の通りです。

自分の個人情報がどのように管理されているのかを知るには…

自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。3年度の開示請求の状況は表6の通りです。

表4 新規の個人情報取扱事務届出書の内訳

所管	届け出件数	個人情報を取り扱う事務の名称
企画経営課	2	三鷹市市民参加でまちづくり協議会運営に関する事務 ウクライナ人緊急生活支援
防災課	1	災害時緊急情報配信サービスに関する事務
生活経済課	3	氷河期世代のための就労支援事業に関する事務 三鷹市コロナに負けない環境づくり補助金 三鷹市中小企業等特別給付金
スポーツ推進課	1	「タツカくん!ウオーク&ラン」アプリ事業
障がい者支援課	2	三鷹市障がい者(児)地域生活支援拠点事業 三鷹市在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業
介護保険課	1	介護職員等の資格取得経費助成に関する事務
健康推進課	1	自宅療養者相談支援業務
子育て支援課	2	三鷹市子育て応援給付金給付事業 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業
水再生課	1	三鷹市下水道事業審議会事務

厳しい制限を設け適正に管理しています

コンピューターによる個人情報処理状況

問情報推進課☎0422-29-9038

市では『三鷹市個人情報保護条例』『三鷹市特定個人情報保護条例』で、コンピューター処理による個人情報や特定個人情報の取り扱いについて、特に厳しい制限を設けるとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの認証の取得や特定個人情報保護評価の実施により、適正な運用を図っています。

4月現在、市がコンピューターで個人情報や特定個人情報を処理している主な業務と記録項目は表8の通りです。また、市と接続先との通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務は表9の通りです。高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを使用し、適正に運用しています。

表8 コンピューター処理の主な業務と記録項目

個人情報	
業務名	主な記録項目
戸籍事務	本籍、構成員氏名
印鑑登録に係る事務	印影、登録番号
選挙人名簿に関する事務	氏名、投票区
災害情報の収集に関する事務	被害発生箇所の住所、被害内容
介護予防活動立ち上げ支援事業に関する事務	健康状態、運動能力
母子保健モバイルサービスに関する事務	子の生年月日または出産予定日、子の性別
空き家等対策に関する事務	空き家の所在地、土地、家屋所有者氏名
子ども家庭に関する相談事務	世帯員の氏名、対象児との関係、相談の種別、概要

表9 通信回線の結合により個人情報の処理を行っている主な業務と接続先

業務名	接続先
住民基本台帳ネットワークシステム業務	住民基本台帳ネットワーク都道府県サーバー
公的個人認証サービス業務	地方公共団体情報システム機構公的個人認証サーバー
個人番号カード関連業務	地方公共団体情報システム機構カード管理業務サーバー
東京電子自治体共同運営電子申請・電子調達サービス業務	東京電子自治体共同運営協議会管理運用サーバー
マルチペイメントネットワークを利用した収納業務	マルチペイメントネットワーク収納機関共同利用センターサーバー
地方税電子申告業務および国税連携業務	地方税共同機構地方税電子申告サーバーおよび国税連携サーバー
コンビニエンスストアにおける証明書交付業務	地方公共団体情報システム機構証明書広域交付センター広域交付サーバー

住民基本台帳ネットワークシステムなどの運用状況

問市民課☎0422-29-9191

同システムは、皆さんの住民基本台帳情報のうち、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードといった基礎的な情報を全国的にコンピューターでネットワーク化し、さまざまな行政機関が本人確認をする必要があるときに参照できるようにしたものです。これによって、パスポートの申請や年金の現況届など、今まで行政機関への申請や届け出の際に必要なとされていた住民票の写しの提出が不要となります。令和3年度は、届け出による住民基本台帳情報の変更など、別表1の通り47,636件の更新処理を行いました。また、マイナンバーカードの交付件数などは、別表2の通りです。

別表1 令和3年度の住民基本台帳ネットワーク本人確認情報更新処理件数

	月	更新処理件数		月	更新処理件数		月	更新処理件数
令和 3年	4月	4,986	3年	8月	3,271	3年	12月	3,386
	5月	3,430		9月	3,040	4年	1月	3,064
	6月	3,341		10月	6,429		2月	3,123
	7月	3,379		11月	3,438		3月	6,749
合計 47,636件								

別表2 マイナンバーカードなどの交付件数

年度	マイナンバーカード交付件数	住民票の写しの広域交付件数
令和元年度	5,660	148
2年度	19,696	220
3年度	31,411	182